

第 3 編 風水害対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
57	<p>第 1 章 災害予防</p> <p>第 1 節 風水害に強い国づくり、まちづくり 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。</p> <p>1 風水害に強い国づくり 国は、全国総合開発計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 国及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ、首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。</p> <p>(3) 風水害に強い国土の形成 国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。 ・当面の目標として、中規模の洪水（30～40年に一度発生する規模の降雨による洪水）に対応できる大河川の整備、及び時間雨量50mmの降雨に対する中小河川の整備を推進する。</p> <p>・ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。 ・既往最大規模等の高潮、波浪等に対応できる海岸保全施設の整備を推進する。</p>	<p>第 1 章 災害予防</p> <p>第 1 節 風水害に強い国づくり、まちづくり 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い国づくり、まちづくりを行うものとする。</p> <p>1 風水害に強い国づくり 国は、全国総合開発計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮するものとする。 <u>国及び地方公共団体は、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。</u></p> <p>(1) 主要交通・通信機能強化 国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>(2) 首都の防災性の向上 国及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ、首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。</p> <p>(3) 風水害に強い国土の形成 国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。 ・<u>河川については、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、整備を推進する。また、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努めるものとする。</u></p> <p>・ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。 ・既往最大規模等の高潮（<u>高潮偏差、波浪を含む。</u>）に対応できる海岸保全施設の整備を推進する。</p>

- ・台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。
- 国〔環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として、地下水汲み上げの規制の実施及び代替工業用水道の建設の促進、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとする。

- ・台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。
- 国〔環境省、国土交通省、農林水産省、経済産業省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として、地下水汲み上げの規制の実施及び代替工業用水道の建設の促進、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとする。

58

2 風水害に強いまちづくり

(1) 風水害に強いまちの形成

地方公共団体は、洪水、高潮、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。  
 国及び地方公共団体は、避難地、避難路、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るものとする。

国土交通省及び地方公共団体は、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

- ・国土交通省及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ・国土交通省及び地方公共団体は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を推進する。

- ・国土交通省及び地方公共団体は、我が国の中枢である大都市の中心部等を洪水氾濫による壊滅的な被害から守るための高規格堤防（スーパー堤防）を整備する等、超過洪水対策を推進する。
- ・国土交通省及び地方公共団体は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 風水害に強いまちの形成

地方公共団体は、洪水、高潮、**土砂災害**等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

国及び地方公共団体は、避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、**関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努めるものとする。**

国土交通省及び地方公共団体は、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

**国及び地方公共団体は、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努めるものとする。**

国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

- ・国土交通省及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- ・国土交通省及び地方公共団体は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を推進する**とともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。**  
**また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努めるものとする。**

- ・国土交通省及び地方公共団体は、我が国の中枢である大都市の中心部等を洪水氾濫による壊滅的な被害から守るための高規格堤防（スーパー堤防）を整備する等、超過洪水対策を推進する。
- ・国土交通省及び地方公共団体は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。

- ・国土交通省及び地方公共団体は、浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。
- ・国土交通省及び地方公共団体は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。
- ・国土交通省及び地方公共団体は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害弱者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。

- ・国土交通省、及び地方公共団体は国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。
- ・国土交通省及び都道府県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。
- ・市町村は浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- ・市町村は浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下にもうけられた施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めるものとする。
- ・浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知させるように努めることとする。
- ・国土交通省又は地方公共団体は、洪水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。
- ・国土交通省は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針の作成及び必要に応じて見直しを行うものとする。
- ・国土交通省及び地方公共団体は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。
- ・国土交通省及び地方公共団体は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害弱者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。
- ・都道府県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。
- ・都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定

- ・農林水産省及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等において、山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等を行う。
- ・農林水産省及び地方公共団体は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。
- ・国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、災害発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式を地形的条件等を考慮しつつ推進する。

(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保

国、地方公共団体及び施設管理者は、劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

国及び地方公共団体は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努めるものとする。

国及び地方公共団体は、強風による落下物の防止対策を図るものとする。

国及び地方公共団体は、防水扉及び防水板など建物や地下街等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

を受けた関係市町村は警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

- ・都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。

ア、住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ、建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ、土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ、勧告による移転者への融資、資金の確保

- ・国及び地方公共団体は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

- ・農林水産省及び地方公共団体は、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等において、山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等を行う。

- ・農林水産省及び地方公共団体は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。

- ・国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

(2) 風水害に対する建築物の安全性の確保

国、地方公共団体及び施設管理者は、地下鉄、地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

国及び地方公共団体は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努めるものとする。

国及び地方公共団体は、強風による落下物の防止対策を図るものとする。

国及び地方公共団体は、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するよう努めるものとする。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。

地方公共団体は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な災害弱者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

国、公共機関及び地方公共団体においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(4) 災害応急対策等への備え

国、公共機関及び地方公共団体は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第2節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。

1 災害発生直前対策関係

(1) 警報等の伝達

国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、警報等を住民、水防管理者等に伝達する体制を整備するものとする。

(2) 住民の避難誘導體制

地方公共団体は、避難指示、避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難指示又は避難勧告を行う基準を設定するよう努め、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

地方公共団体は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。国

(3) ライフライン施設等の機能の確保

国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

国、公共機関及び地方公共団体においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

60 (4) 災害応急対策等への備え

国、公共機関及び地方公共団体は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第2節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。

1 災害発生直前対策関係

(1) 警報等の伝達

国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、警報等を住民、水防管理者等に伝達する体制を整備するものとする。

(2) 住民の避難誘導體制

地方公共団体は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

地方公共団体は、土砂災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。国は、この基準が設定されるよう、

指導及び必要な助言を行うものとする。

地方公共団体は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害弱者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

### (3) 災害未然防止活動

公共施設管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。  
気象庁は、発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。

## 2 情報の収集・連絡関係

### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

気象庁は、台風、前線の活動等の動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。  
国〔内閣府、国土交通省、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。  
風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、公共機関及び地方公共団体は、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。  
国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

地方公共団体は、高齢者、障害者その他のいわゆる災害弱者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

地方公共団体は、地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

### (3) 災害未然防止活動

公共施設管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行うものとする。また、水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

水防管理者は、河川の流下能力不足や堤防の断面不足、漏水の履歴、後背地の状況などから水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するものとする。

国及び地方公共団体は、出水時に円滑な水防活動を実施するため日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し必要な措置を講ずるものとする。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。  
気象庁は、発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。

## 2 情報の収集・連絡関係

### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

気象庁は、台風、前線の活動等の動向を観測するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。また、台風等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設、設備の充実を図るものとする。  
国〔内閣府、国土交通省、気象庁、海上保安庁、消防庁〕、公共機関及び地方公共団体は、雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。  
風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、国、公共機関及び地方公共団体は、市町村、都道府県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。  
国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

国、地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。

国、地方公共団体は、衛星通信、パソコン通信、地域防災無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

国〔気象庁、国土交通省〕は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。

国土交通省及び地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線の通信ネットワークにおいて、回線強化、移動通信回線の充実を図るものとする。

国土交通省は光ファイバーの使用、又はテレメーター化による、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。

国、地方公共団体は住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

国、地方公共団体は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、国、地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。

国、地方公共団体は、衛星通信、パソコン通信、地域防災無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

国〔気象庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。

国土交通省及び地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線の通信ネットワークにおいて、回線強化、移動通信回線の充実を図るものとする。

国土交通省は光ファイバーの使用、又はテレメーター化した通信網を利用した、河川・水路の水位情報や流域の浸水情報、道路の冠水等を把握するとともに、水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、監視カメラシステム等によるモニタリング道路情報板による情報提供等、これらを集中管理するシステムを構築するものとする。

国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、光ファイバー等を活用し、高潮に関する情報の伝達や水門等海岸保全施設の集中管理を行うシステムを構築するなど、住民、海岸利用者等へ情報伝達する体制を整備するものとする。

62

## (2) 情報の分析整理

国、地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

## (2) 情報の分析整理

国、地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

国、地方公共団体及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。

- ・災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。

- ・災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

- ・非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

- ・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、総務省と事前の調整を実施すること。

- ・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

- ・災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。

- ・NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。

(3) 通信手段の確保

国、地方公共団体及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。

国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。

- ・災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。

- ・災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

- ・非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

- ・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時は、総務省と事前の調整を実施すること。

- ・通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。

- ・災害時に有効な、携帯・自動車電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

- ・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また、収集された映像情報を防災関係機関へ配信するための通信網の整備を図ること。

- ・情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
- ・内閣府は、災害現地の情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。

### 3 災害応急体制の整備関係

#### (1) 職員の体制

国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の宿舎の職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

・災害時の電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減等を図る観点からNTT等の電気通信事業者が災害時に提供する災害用伝言ダイヤル等の仕組みや利用方法等の周知に努めること。

- ・情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
- ・内閣府は、災害現地の情報が官邸（「内閣総理大臣官邸」をいう。以下同じ。）及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災無線網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。

### 3 災害応急体制の整備関係

#### (1) 職員の体制

国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の宿舎の職場近傍での確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。

国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

国、地方公共団体は、地域の防災力の充実に係る観点から、専門的な人材の育成確保を図ることが必要であり、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実に係る観点から、大学の防災に関する講座等との連携など人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

警察庁及び都道府県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。

消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

64

#### (2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

警察庁及び都道府県警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。

消防庁及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市町村及び都道府県内全市町村による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。

(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制

都道府県等と自衛隊は、おのこの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

都道府県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（水防活動、救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

(4) 防災中枢機能等の確保、充実

国、公共機関及び地方公共団体は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムを活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

国は地方公共団体と協力して、風水害に対し迅速かつ的確に対応できるように、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。

国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川沿い及び海岸隣接部に防災拠点を整備するものとする。

地方公共団体は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

4～6 (略)

67 7 避難収容活動関係

(1) 避難場所

地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる施設については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものと

国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。

(3) 都道府県等と自衛隊との連携体制

都道府県等と自衛隊は、おのこの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努めるものとする。

都道府県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

都道府県は、いかなる状況において、どのような分野（水防活動、救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておくものとする。

(4) 防災中枢機能等の確保、充実

国、公共機関及び地方公共団体は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。

国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムを活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。

国は地方公共団体と協力して、風水害に対し迅速かつ的確に対応できるように、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。

国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、道路、河川沿い、海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点を整備するものとする。

地方公共団体は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

4～6 (略)

7 避難収容活動関係

(1) 避難場所

地方公共団体は、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる施設については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものと

する。  
地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マ  
ット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるも  
のとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者によ  
る災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、  
非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資  
等の備蓄に努めるものとする。

地方公共団体は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な  
知識等の住民への普及に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅

国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方  
公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要す  
る資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供  
給体制を整備しておくものとする。

68 国及び地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、土砂災害の危  
険箇所等に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ  
供給体制を整備しておくものとする。

8～9 (略)

10 被災者等への的確な情報伝達活動関係

地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防  
災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含めた多様  
な手段の整備に努めるものとする。

69 国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について  
整理しておくものとする。

国及び放送事業者等は気象、海象、水位等風水害に関する情報及び  
被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、  
設備の整備を図るものとする。

国、地方公共団体は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制に  
ついてあらかじめ計画しておくものとする。

国土交通省は、関係機関の協力を得て、雨量、水位、水質等の河川、  
土砂災害に関する情報の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に  
行う情報伝達システムの高度化を図るとともに、高齢者等の災害弱  
者においても十分に伝達することができるよう報道機関、市町村等  
への情報提供を推進し、提供地域の拡大に努めるものとする。

国土交通省は、関係機関の協力を得て、公的施設、各家庭等への端  
末機器に導入する情報システムを開発し、きめ細かな河川情報、土  
砂災害に関する情報等の提供に努めるものとする。

する。  
地方公共団体は、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マ  
ット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるも  
のとする。さらに、地方公共団体は、テレビ、ラジオ等被災者によ  
る災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

地方公共団体は、指定された避難場所又はその近傍で、食料、水、  
非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資  
等の備蓄に努めるものとする。

地方公共団体は、あらかじめ、避難場所の運営管理のために必要な  
知識等の住民への普及に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅

国〔国土交通省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省〕及び地方  
公共団体は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要す  
る資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供  
給体制を整備しておくものとする。

国及び地方公共団体は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、  
土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握す  
るなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

8～9 (略)

10 被災者等への的確な情報伝達活動関係

地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防  
災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系も含めた多様  
な手段の整備に努めるものとする。

国等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について  
整理しておくものとする。

国、地方公共団体及び放送事業者等は気象、海象、水位等風水害に  
関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、そ  
の体制及び施設設備の整備を図るものとする。

国、地方公共団体は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制に  
ついてあらかじめ計画しておくものとする。

国土交通省及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、雨量、水  
位、水質、潮位等の河川情報及び、土砂災害、高潮に関する情報等  
の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システ  
ムの高度化を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な  
情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。また、これらの  
情報の地下街等の管理者及び地下街等の利用者への伝達体制を確保  
するとともに、高齢者等の災害弱者に対しても十分に伝達するこ  
とができるよう報道機関の協力、市町村及び住民等への情報提供を推  
進し、提供地域の拡大に努めるものとする。

国土交通省及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、公的施設、  
各家庭等へのきめ細かな河川情報、土砂災害、高潮に関する情報等  
の提供に努めるものとする。

11～13 (略)

### 第3節 国民の防災活動の促進

#### 1 (略)

#### 71 2 防災知識の普及、訓練

##### (1) 防災知識の普及

国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

国及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底させるものとする。

地方公共団体は、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう、土砂災害危険箇所等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するものとする。また、地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

11～13 (略)

### 第3節 国民の防災活動の促進

#### 1 (略)

#### 2 防災知識の普及、訓練

##### (1) 防災知識の普及

国、公共機関及び地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、2～3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時や避難勧告等発表時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

国及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底させるとともに、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティーを活かした避難活動を促進する。

地方公共団体は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。また、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

・土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。

・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

・また、地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努めるものとする。

地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努める

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。  
 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。

国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

#### (2) 防災訓練の実施、指導

国及び地方公共団体は防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。  
 地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

#### (3) 防災知識の普及、訓練における災害弱者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

### 3 国民の防災活動の環境整備

#### (1) 消防団、水防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

消防庁及び地方公共団体は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

国土交通省及び地方公共団体は、水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実に

ものとする。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。

国〔気象庁、国土交通省〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう、河川情報・気象情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

国、地方公共団体は、地域の防災力を高めて行くため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図ること。

#### (2) 防災訓練の実施、指導

国及び地方公共団体は防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練等を実施するものとする。  
 地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

国及び地方公共団体は、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行うものとする。

地方公共団体は、地下街等における水災を想定し、避難誘導、関係する各組織との連携等の訓練の実施に努めるものとする。

#### (3) 防災知識の普及、訓練における災害弱者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害弱者に十分配慮し、地域において災害弱者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

### 3 国民の防災活動の環境整備

#### (1) 消防団、水防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

消防庁及び地方公共団体は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

国土交通省及び地方公共団体は、水防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実に

図るとともに、水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図るものとする。

地方公共団体は、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

消防庁及び地方公共団体は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

警察庁及び地方公共団体は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

(3) 企業防災の促進

企業は、風水害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進

(1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進

国は、防災に係る見地から、風水害及び風水害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、海外研究機関を含む研究機関間のもとより、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくものとする。

国は、風水害及び風水害対策に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研

図るとともに、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図るものとする。

地方公共団体は、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

消防庁及び地方公共団体は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

警察庁及び地方公共団体は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行うものとする。

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

(3) 企業防災の促進

企業は、風水害時の企業の果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

このため、国及び地方公共団体は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進

(1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進

国は、防災に係る見地から、風水害及び風水害対策に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに、海外研究機関を含む研究機関間のもとより、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくものとする。

国は、風水害対策に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設・設備の充実・整備、研究所や大学等における防災研究の推進、

究の推進、防災技術の研究開発の推進を図るものとする。

研究機関は、風水害に関する観測研究の成果が、防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。

(2) 予測、観測の充実・強化等

国〔気象庁等〕及び地方公共団体は雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。  
気象庁は気象予測の高度化を図るものとする。

(3) 社会学的研究等の推進

研究分野としては、台風や災害の発生等自然現象そのものの理学的・工学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。  
風水害により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

防災技術の研究開発の推進を図るとともに、その成果を地方公共団体等の関係機関が活用できるように努めるものとする。  
研究機関は、風水害に関する観測研究の成果が、災害危険区域の指定をはじめとする防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。

(2) 予測、観測の充実・強化等

国〔気象庁等〕及び地方公共団体は雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。  
気象庁は、気象予測の高度化を図る。特に、降水短時間予報等時間的・地域的に細分化した大雨予測技術の精度向上を行うものとする。  
国〔気象庁、国土交通省〕及び都道府県は、先行降雨等を考慮した地滑り、土石流、がけ崩れ等の予測技術の開発・精度向上を図るものとする。  
国土交通省及び都道府県は、河川水位等の予測のため最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図るものとする。

(3) 社会学的研究等の推進

研究分野としては、台風や災害の発生等自然現象そのものの理学的・工学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。  
風水害により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

75

第2章 災害応急対策  
(中略)

第1節 災害発生直前の対策  
(中略)

1 風水害に関する警報等の伝達

気象庁は、災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報または、注意報を、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。

国〔気象庁、国土交通省〕及び地方公共団体は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、予想した場合、関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際、対象者に漏れなく、災害弱者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

第2章 災害応急対策  
(中略)

第1節 災害発生直前の対策  
(中略)

1 風水害に関する警報等の伝達

気象庁は、災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報または、注意報を、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。  
気象庁は、迅速な水防活動の立ち上がりを支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の情報提供に努めるものとする。  
国〔気象庁、国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体は、被害を及ぼす可能性のある洪水、高潮等の状況を把握し、予想した場合、関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際、対象者に漏れなく、災害弱者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。

国土交通省及び都道府県は、洪水等により水防上必要がある場合には水防警報を水防管理者に伝達し、これに基づき水防団、消防機関等が出動等を行うものとする。  
気象庁と国土交通省は共同して2以上の都府県にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上大きな損害が生ずるおそれがあるものについて、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を関係都道府県知事に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知徹底させるものとする。

2 (略)

3 災害未然防止活動

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

76

国土交通省及び都道府県は、洪水等により水防上必要がある場合には水防警報を水防管理者に伝達し、これに基づき水防団、消防機関等が出動等を行うものとする。

気象庁と国土交通省は共同して、2以上の都府県にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川として国土交通大臣が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を関係都道府県知事に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、都道府県知事は、この通知を受けた場合は、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。

気象庁と都道府県は共同して国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川として都道府県が指定した河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者等に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

2 (略)

3 災害未然防止活動

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知させるものとする。

水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、地方公共団体と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

77 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保  
(中略)

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体等は水防団等の巡

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保  
(中略)

1 災害情報の収集・連絡

(1) 被害規模の早期把握のための活動

国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

国〔国土交通省、農林水産省〕及び地方公共団体等は水防団等の巡

視活動等を通じ、被害状況の早期把握を行うものとする。  
国〔国土交通省、農林水産省、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

国〔警察庁、消防庁、防衛庁、国土交通省、農林水産省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

また、被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を、建設省は水防団の活動や状況報告に関する情報を積極的に収集するものとする。

国等は、地理情報システム及びモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

78

警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣情報調査室等〕及び関係機関に連絡する。

大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを内閣府又は非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必

視活動等を通じ、被害状況の早期把握を行うものとする。

国〔国土交通省、農林水産省、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

国〔警察庁、消防庁、防衛庁、国土交通省、農林水産省、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

また、被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を、**国土交通省**は水防団の活動や状況報告に関する情報を積極的に収集するものとする。

国等は、地理情報システム及びモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。

(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡

市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ）に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔**内閣官房**〕及び関係機関に連絡する。

大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔**内閣官房**〕に連絡する。

**大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。**

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを**官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し**、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて**官邸〔内閣官房〕**、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必

要に応じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。  
内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。  
内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。  
非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

79 (4) 応急対策活動情報の連絡  
市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。  
都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。  
内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。  
非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関及び都道府県等に連絡する。  
関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 (略)

### 第3節 活動体制の確立

第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、非常本部等の設置を行う。

1～2 (略)

### 3 指定行政機関、公共機関の活動体制

80 指定行政機関及び公共機関は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。  
指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

要に応じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。  
内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。  
内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。  
非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡  
市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。  
都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。  
内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。  
非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関及び都道府県等に連絡する。  
関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 (略)

### 第3節 活動体制の確立

第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するとともに、非常本部等を設置する。

1～2 (略)

### 3 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制

内閣官房は、大規模な風水害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。

指定行政機関及び公共機関は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。  
指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

4 (略)

5 ~ 6 (略)

第4 ~ 5節 (略)

86 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動  
第5節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらに避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針  
交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(1) 輸送に当たっての配慮事項  
輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- 一 人命の安全
- 二 被害の拡大防止
- 三 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

一 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

二 第2段階

ア 上記一の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

4 (略)

5 緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議の開催  
大規模な風水害の発生のおそれがある場合又は発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。

6 ~ 7 (略)

第4 ~ 5節 (略)

87 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動  
第5節に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、災害の発生防止、被害の拡大防止、さらに避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針  
交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(1) 輸送に当たっての配慮事項  
輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- 一 人命の安全
- 二 被害の拡大防止
- 三 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

一 第1段階

ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員、物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

二 第2段階

ア 上記一の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

- 三 第3段階
- ア 上記二の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

## 2 交通の確保

風水害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

### (1) 非常災害対策本部等による調整等

交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。

### (2) 道路交通規制等

都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。

都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。

都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。

国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとする。

警察庁は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。

交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

非常本部等は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

- 三 第3段階
- ア 上記二の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

## 2 交通の確保

**風水害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に風水害発生**  
初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

### (1) 非常災害対策本部等による調整等

交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。

### (2) 道路交通規制等

都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。

都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。

都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。

国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとする。

警察庁は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。

交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

非常本部等は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) 道路の応急復旧等

国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送ルートの確保を最優先に応急復旧等を実施すること。

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。

路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

道路管理者は、建設業者との間に応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

国土交通省は、道路の被害状況及び復旧状況等について、非常本部等に報告するものとする。

(4) 航路の障害物除去等

国土交通省は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。

漁港管理者は、漁港施設について早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告するものとする。

海上保安庁は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

国土交通省及び農林水産省は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

(3) 道路の応急復旧等

国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送ルートの確保を最優先に応急復旧等を実施すること。

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。

路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

道路管理者は、建設業者との間に応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

国土交通省は、道路の被害状況及び復旧状況等について、非常本部等に報告するものとする。

(4) 航路の障害物除去等

国土交通省は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。

漁港管理者は、漁港施設について早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告するものとする。

海上保安庁は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

国土交通省及び農林水産省は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状

況について非常本部等に報告するものとする。

(6) 海上交通の整理等

海上保安庁は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

海上保安庁は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

(7) 飛行場等の応急復旧等

国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。

空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

国土交通省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な応急復旧等を行うものとする。

地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

(8) 航空管制等

国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させ、一般航空機の運航、着陸については極力制限する等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

(9) 鉄道交通の確保

国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

(10) 広域輸送拠点の確保

地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

3～4 (略)

第7節 避難収容活動

況について非常本部等に報告するものとする。

(6) 海上交通の整理等

海上保安庁は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

海上保安庁は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

(7) 飛行場等の応急復旧等

国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。

空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

国土交通省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な応急復旧等を行うものとする。

地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

(8) 航空管制等

国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させ、一般航空機の運航、着陸については極力制限する等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

(9) 鉄道交通の確保

国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

(10) 広域輸送拠点の確保

地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

3～4 (略)

第7節 避難収容活動

	<p>(中略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設</p> <p>91 地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、土砂災害等の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理</p> <p>92 地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。</p> <p>地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第8～13節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>(中略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難場所</p> <p>(1) 避難場所の開設</p> <p>91 地方公共団体は、発災時に必要に応じ、<b>洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し</b>避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。</p> <p>(2) 避難場所の運営管理</p> <p>92 地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</p> <p>地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。</p> <p>地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮するものとする。</p> <p>なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第8～13節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>
--	---	--

第15編 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項

頁	現 行	修 正 追 加 等
385	<p>防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>第1章 災害予防に関する事項 1～3 (略)</p> <p>4 防災上必要な教育に関する事項 防災業務に従事する職員等に対し、防災研修会等の実施、災害関係法令集、防災マニュアル等を配布して行う防災教育の実施に関する計画並びに幼児、児童、生徒・一般住民に対し、自主防災思想のかん養、災害予防措置及び避難の方法の習得のため必要な学校教育及び社会教育の実施に関する計画</p> <p>5～13 (略)</p> <p>14 (略)</p> <p>15～31 (略)</p> <p>第2～3章 (略)</p>	<p>防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>第1章 災害予防に関する事項 1～3 (略)</p> <p>4 防災上必要な教育に関する事項 防災業務に従事する職員等に対し、<u>他の地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用、大学の防災に関する講座等との連携なども考慮した</u>防災研修会等の実施、災害関係法令集、防災マニュアル等を配布して行う防災教育の実施に関する計画並びに幼児、児童、生徒・一般住民に対し、自主防災思想のかん養、災害予防措置及び避難の方法の習得のため必要な学校教育及び社会教育の実施に関する計画</p> <p>5～13 (略)</p> <p><u>14 浸水想定区域の指定に関する事項</u> <u>浸水想定区域の指定があった場合、浸水想定区域ごとの、洪水予報の伝達方法(地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下施設がある場合、当該施設利用者への伝達方法を含む。)、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、及びこれらの公表周知方法。</u> <u>また、このことについて、市町村防災会議の協議会が設置されている場合には、浸水想定区域の指定に関する事項について同協議会が市町村相互間地域防災計画において定める。</u></p> <p>15 (略)</p> <p><u>16 土砂災害警戒区域の指定に関する事項</u> <u>都道府県知事より、土砂災害のおそれがあるとして土砂災害警戒区域の指定があった場合の、当該指定区域における情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p><u>17 高潮対策に関する事項</u> <u>海岸保全施設の整備、高潮に強い地域づくり、防災体制の強化に関する事項。</u></p> <p>18～34 (略)</p> <p>第2～3章 (略)</p>

防災基本計画 第10編 原子力災害対策編 新旧対照表

頁	現行計画	修正案
249	<p>本編では、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。</p> <p>本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める防災指針「原子力施設等の防災対策について」を十分に尊重するものとする。</p> <p>地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域については、上記指針において示されている「原子力施設を中心とした防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」をめやすとして、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。</p> <p>第1章 災害予防 第1節 （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 1～4 （略）</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (1)救助・救急活動関係</p>	<p>本編では、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。<u>さらに、原子力艦の原子力災害の対策についても記述する（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く）。</u></p> <p>本編は、原子力災害対策の基本となるものである。各主体は 想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。</p> <p>専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める防災指針「原子力施設等の防災対策について」等を十分に尊重するものとする。</p> <p><u>本編第1章から第3章の地域防災計画原子力災害対策編を策定すべき地域については、上記指針において示されている「原子力施設を中心とした防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」をめやすとして、その自然的、社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。</u></p> <p><u>本編第4章の原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画において、その対応に留意するものとする。</u></p> <p>第1章 災害予防 第1節 （略）</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 1～4 （略）</p> <p>5 救助・救急、医療及び消火活動関係 (1)救助・救急活動関係</p>
257	<p>地方公共団体は、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p>	<p>地方公共団体は、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p> <p><u>地方公共団体は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成する。</u></p>

救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握し、必要に応じ情報交換を行い、適切な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

原子力事業者は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備を図るものとする。

## (2)医療活動関係

国〔文部科学省、厚生労働省〕、日本赤十字社、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、国は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

国〔文部科学省、厚生労働省〕及び地方公共団体は、緊急時被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急時被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。緊急時被ばく医療を行う国公立病院などの専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

258 放射線医学総合研究所は、外部専門医療機関との緊急時被ばく医療に関する協力のためのネットワークを構築し、このネットワークによる情報交換、研究協力、人的交流を通じて平常時から緊急時被ばく医療体制の充実を図るものとする。また、同研究所は、関係医療機関の放射線障害に対する医療の能力向上のため、医師及び看護婦等に対する研修プログラムを引き続き実施するものとする。

6～7 (略)

8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握し、必要に応じ情報交換を行い、適切な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

原子力事業者は、被ばく患者の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理して、被ばく医療を行える体制を整備しておくとともに、原子力施設内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り、医療機関、救助・救急関係省庁〔警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁〕、地方公共団体等の関係機関と通報連絡、被ばく患者の搬送、受入れについて緊密な関係を維持するものとする。

## (2)医療活動関係

国〔文部科学省、厚生労働省〕、日本赤十字社、地方公共団体及び原子力事業者は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、国は、地方公共団体が医療資機材等を整備する際には、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

国〔文部科学省、厚生労働省〕及び地方公共団体は、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。緊急被ばく医療を行う国公立病院などの専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

放射線医学総合研究所は、外部の専門医療機関との緊急被ばく医療に関する協力のためのネットワークを構築し、このネットワークによる情報交換、研究協力、人的交流を通じて平常時から緊急被ばく医療体制の充実を図るものとする。また、同研究所は、関係医療機関の放射線障害に対する医療の能力向上のため、医師及び看護師等に対する研修プログラムを引き続き実施するものとする。

地方公共団体は、外来診療に対応する初期及び入院診療に対応する二次被ばく医療体制並びに、そのネットワークについて、医療関係者を積極的に関与させ、構築するように努めるものとする。

国〔文部科学省、厚生労働省〕は、専門的入院診療に対応する地域の三次被ばく医療体制を構築するように努めるものとする。

6～7 (略)

8 防災関係機関等の防災訓練等の実施

- 259 (1)訓練計画の策定  
国〔文部科学省、経済産業省〕は、指定行政機関と相互に協力して、国、地方公共団体及び原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を毎年度共同して策定するものとする。  
国〔文部科学省、経済産業省〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には、当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所、実施する時期、共同して訓練を行う主体、特定事象発生の特報、原子力緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。  
国〔文部科学省、経済産業省〕は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うものとする。
- (2)訓練の実施  
国、地方公共団体及び原子力事業者等は、国〔文部科学省、経済産業省〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、特報、モニタリング、緊急時被ばく医療等の防災活動の各要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに国、関係機関等は積極的な支援を行うものとする。
- (3)実践的な訓練の実施と事後評価  
国〔文部科学省、経済産業省〕、地方公共団体及び原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、具体的な原子力緊急事態を想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。
- 260 訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。
- (4)防災業務関係者に対する研修  
国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。  
原子力事業者は、防災要員及び協力会社等の職員に対する十分な原子力防災に関する研修を行うものとする。  
国〔文部科学省、経済産業省〕は、緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、原子力防災専門官に対し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。

- (1)訓練計画の策定  
国〔文部科学省、経済産業省〕は、指定行政機関と相互に協力して、国、地方公共団体及び原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画を毎年度共同して策定するものとする。  
国〔文部科学省、経済産業省〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には、当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所、実施する時期、共同して訓練を行う主体、特定事象発生の特報、原子力緊急事態の想定、原子力緊急事態宣言及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。  
国〔文部科学省、経済産業省〕は、原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うものとする。
- (2)訓練の実施  
国、地方公共団体及び原子力事業者等は、国〔文部科学省、経済産業省〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて、住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また、地方公共団体、原子力事業者等は、総合的な防災訓練のほか、特報、モニタリング、緊急被ばく医療等の防災活動の各要素ごと、地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり、これに国、関係機関等は積極的な支援を行うものとする。
- (3)実践的な訓練の実施と事後評価  
国〔文部科学省、経済産業省〕、地方公共団体及び原子力事業者等が訓練を行うに当たっては、具体的な原子力緊急事態を想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。  
訓練後には専門家の評価も活用し、課題等を明らかにし、必要に応じ、防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。
- (4)防災業務関係者に対する研修  
国、地方公共団体及び原子力事業者は、防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。  
原子力事業者は、防災要員及び協力会社等の職員に対する十分な原子力防災に関する研修を行うものとする。  
国〔文部科学省、経済産業省〕は、緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに、原子力防災専門官に対し、その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。

261

第4節 原子力防災に関する研究等の推進

国〔文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危機管理システム、緊急時医療に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発等を推進するなど原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。

研究分野としては、原子力や放射線影響に関する理学的・工学的・医学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。

国〔文部科学省、経済産業省等〕は、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備・充実を図るものとする。

国〔文部科学省、経済産業省、原子力安全委員会等〕は、研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ指針等の改訂等、防災施策への反映を行うものとする。

9 (略)

第3～6節 (略)

第2章 災害応急対策

第1節 (略)

第2節 活動体制の確立

1 (略)

2 指定行政機関の活動体制

(1) 特定事象への対応

一 原子力防災専門官の対応

269

特定事象発生の通報がなされた場合、原子力防災専門官は、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

二 専門家の派遣

安全規制担当省庁は、発生した特定事象の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、または、関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する

第4節 原子力防災に関する研究等の推進

国〔文部科学省、経済産業省等〕は、防災に係る見地から、危機管理システム、緊急被ばく医療に関する研究、遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発等を推進するなど原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお、研究の推進に当たっては、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を図るものとする。

研究分野としては、原子力や放射線影響に関する理学的・工学的・医学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野についての研究も積極的に行うものとする。

国〔文部科学省、経済産業省等〕は、原子力防災に資するデータの集積、研究成果の収集、各種試験研究施設・設備の整備・充実を図るものとする。

国〔文部科学省、経済産業省、原子力安全委員会等〕は、研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに、必要に応じ指針等の改訂等、防災施策への反映を行うものとする。

9 (略)

第3～6節 (略)

第2章 災害応急対策

第1節 (略)

第2節 活動体制の確立

1 (略)

2 指定行政機関等の活動体制

(1) 特定事象への対応

一 原子力防災専門官の対応

特定事象発生の通報がなされた場合、原子力防災専門官は、国の専門職員が到着するまでの間、実質的な現地における国の責任者として、必要な情報の収集、地方公共団体の応急対策に対する助言、その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

二 専門家の派遣

安全規制担当省庁は、発生した特定事象の状況等を把握し、応急対策の迅速かつ的確な準備、事故原因の究明等に資するため、または、関係地方公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する

職員を現地に派遣するものとする。

### 三 関係省庁事故対策連絡会議の開催

特定事象発生<sup>270</sup>の通報がなされた場合、安全規制担当省庁は、当該特定事象に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催するものとする。

### 四 現地事故対策連絡会議の開催

安全規制担当省庁は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

安全規制担当省庁は、必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

### 五 指定行政機関の対応

特定事象発生<sup>270</sup>の通報がなされた場合、指定行政機関は、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

特定事象発生<sup>270</sup>の通報がなされた場合、指定行政機関は、機関相互間、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

指定行政機関等は、必要に応じ、職員を現地に派遣して、応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。

## (2)原子力緊急事態宣言発出後の対応

### 一 原子力災害対策本部の設置

安全規制担当省庁は、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡し、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する指示案を官邸（内閣官房）及び内閣府に送付した後、内閣総理大臣に必要な情報を報告するとともに、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体に対する指示案を提出するものとする。

270 内閣総理大臣による宣言の発出にあたっては、内閣府は、速やかに宣言の公示の手続き及び本部設置の手続きを行い、安全規制担当省庁は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示を地方公共団体に伝達するものとする。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、安全規制担当省庁から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき屋内退避又は避難に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

職員を現地に派遣するものとする。

### 三 官邸対策室の設置

特定事象発生<sup>270</sup>の通報がなされた場合、内閣官房は、官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。

### 四 関係省庁事故対策連絡会議の開催

特定事象発生<sup>270</sup>の通報がなされた場合、安全規制担当省庁は、当該特定事象に関する情報の確認、共有化、応急対策の準備の調整等を行うため、関係省庁事故対策連絡会議を開催するものとする。

### 五 現地事故対策連絡会議の開催

安全規制担当省庁は、現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため、必要に応じ、指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ、現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

安全規制担当省庁は、必要に応じ、地方公共団体、指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

### 六 指定行政機関の対応

特定事象発生<sup>270</sup>の通報がなされた場合、指定行政機関は、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

特定事象発生<sup>270</sup>の通報がなされた場合、指定行政機関は、機関相互間、指定公共機関、地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

指定行政機関等は、必要に応じ、職員を現地に派遣して、応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。

## (2)原子力緊急事態宣言発出後の対応

### 一 原子力災害対策本部の設置

安全規制担当省庁は、原子力緊急事態が発生していると認める場合、その旨を官邸（内閣官房）及び内閣府に連絡し、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する指示案を官邸（内閣官房）及び内閣府に送付した後、内閣総理大臣に必要な情報を報告するとともに、原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体に対する指示案を提出するものとする。

内閣総理大臣による宣言の発出にあたっては、内閣府は、速やかに宣言の公示の手続き及び本部設置の手続きを行い、安全規制担当省庁は、内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示を地方公共団体に伝達するものとする。

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出し、安全規制担当省庁から提示された指示案を踏まえ、応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき屋内退避又は避難に関する指示又は勧告等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

原子力緊急事態宣言を発した内閣総理大臣は、自らを本部長とする原子力災害対策本部を設置するものとする。

原子力災害対策本部の設置場所は官邸とし、安全規制担当省庁は、大臣が原子力災害対策副本部長、担当局長が事務局長を務めるなどにより、原子力災害対策本部を運営するものとする。

原子力災害対策本部は、安全規制担当省庁の大臣を原子力災害対策副本部長とするほか、その他の国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員とし、必要に応じて、原子力災害対策本部長が、**副大臣**又は指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、また、内閣官房又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。

原子力災害対策本部長は、指定行政機関への必要な指示、緊急事態応急対策の総合調整、防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣要請、原子力安全委員会に対する助言要請等を行うものとする。

## 二 原子力災害現地対策本部の設置

緊急事態応急対策実施区域において、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、現地対策本部を置くものとする。

現地対策本部は、速やかに現地事故対策連絡会議の事務を引き継ぐものとする。

現地対策本部は、原則として、安全規制担当省庁の**副大臣**を長とし、原子力災害対策本部の本部員又は職員を構成員とするものとする。

現地対策本部は、対策拠点施設において、応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体、関係機関が協議して定めておくものとする。原子力災害合同対策協議会の場において、緊急時の現地における対応方針を定める少人数のグループをあらかじめ定めておくものとする。

現地対策本部は、現地における緊急事態応急対策の実施状況等必要な報告を原子力災害対策本部に行うなど、原子力災害対策本部との相互に緊密な連携を確保するものとする。

原子力緊急事態宣言を発した内閣総理大臣は、自らを本部長とする原子力災害対策本部を設置するものとする。

原子力災害対策本部の設置場所は官邸とし、安全規制担当省庁は、大臣が原子力災害対策副本部長、担当局長が事務局長を務めるなどにより、原子力災害対策本部を運営するものとする。

原子力災害対策本部は、安全規制担当省庁の大臣を原子力災害対策副本部長とするほか、その他の国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員とし、必要に応じて、原子力災害対策本部長が、**副大臣**又は指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を、また、内閣官房又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。

原子力災害対策本部長は、指定行政機関への必要な指示、緊急事態応急対策の総合調整、防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣要請、原子力安全委員会に対する助言要請等を行うものとする。

## 二 原子力災害現地対策本部の設置

緊急事態応急対策実施区域において、原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害対策本部長の定めるところにより、現地対策本部を置くものとする。

現地対策本部は、速やかに現地事故対策連絡会議の事務を引き継ぐものとする。

現地対策本部は、原則として、安全規制担当省庁の**副大臣**を長とし、原子力災害対策本部の本部員又は職員を構成員とするものとする。

現地対策本部は、対策拠点施設において、応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長、都道府県及び市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は、現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

原子力災害合同対策協議会の会合においては、必要に応じ、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構等の専門家を出席させ、その知見を十分に活用するよう努めるものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員、運営方法、緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については、あらかじめ地域ごとに国、地方公共団体、関係機関が協議して定めておくものとする。原子力災害合同対策協議会の場において、緊急時の現地における対応方針を定める少人数のグループをあらかじめ定めておくものとする。

現地対策本部は、現地における緊急事態応急対策の実施状況等必要な報告を原子力災害対策本部に行うなど、原子力災害対策本部との相互に緊密な連携を確保するものとする。

3～7 (略)

### 第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

#### 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

273 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。また、その後原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする。

地方公共団体は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。

地方公共団体は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するものとする。

地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### 2 避難場所

##### (1) 避難場所の開設

地方公共団体は、緊急時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

##### (2) 避難場所の運営管理

274 地方公共団体は、各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

地方公共団体は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

### 三 関係閣僚会議の開催

被害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため、必要に応じ、関係閣僚会議を開催するものとする。

3～7 (略)

### 第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

#### 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。また、その後原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする。

地方公共団体は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。

地方公共団体は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するものとする。

地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### 2 避難場所

##### (1) 避難場所の開設

地方公共団体は、緊急時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

##### (2) 避難場所の運営管理

地方公共団体は、各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

地方公共団体は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフ

275

3 ~ 4 (略)

第4 ~ 5節 (略)

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1)国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動

原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力をを行うものとする。

地方公共団体は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。

レット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

3 安定ヨウ素剤の予防服用

地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他の必要な措置を講じるものとする。

国は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。

NHK等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用すべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

4 ~ 5 (略)

第4 ~ 5節 (略)

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1)国、地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動

原子力事業者は、発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに、国、地方公共団体が行う救助・救急活動に対し、防災資機材の貸与等必要な協力をを行うものとする。

原子力事業者は、被ばく患者を医療機関に搬送する際、汚染の状況を確認し、傷病の状態を勘案して、できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で、放射線管理要員(放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者)を随行させるものとする。ただし、放射線管理要員がやむを得ず、患者に随行できない場合には、事故の状況、患者の被ばく・汚染状況を説明し、汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

地方公共団体は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地対策本部、他の地方公共団体、原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。

地方公共団体は、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質による汚染のないことを確認し、その結果を公表するとともに、その医療機関や原子力事業者と協力し、情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するもの

276

自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

海上保安庁は、海上において救助、救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は現地対策本部等の要請等に基づき、地方公共団体の活動を支援するものとする。

原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は地方公共団体若しくは指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

## 2 医療活動

### (1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

国〔文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。

### (2) 緊急時医療の実施

都道府県は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、緊急医療活動を行うものとする。

放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県の災害対策本部のもとで、被ばく者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処置について、現地医療関係者等を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

国立病院及び国立大学附属病院は、原子力災害対策本部等を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護婦、薬剤師及び放射線技師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。

277

放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、現地医療機関で遂行困難な除染及び障害治療を行うものとする。

被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院は、放射線障害専門病院等で受診し、相当程度の被ばく者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。

放射線障害専門病院等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互

とする。

自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

海上保安庁は、海上において救助、救急活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、又は現地対策本部等の要請等に基づき、地方公共団体の活動を支援するものとする。

原子力災害合同対策協議会は、必要に応じ、又は地方公共団体若しくは指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

## 2 医療活動

### (1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

国〔文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。

### (2) 緊急被ばく医療の実施

都道府県は、応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行うものとする。

放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、都道府県の災害対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

国立病院及び国立大学附属病院は、原子力災害対策本部等を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師及び薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。

放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院は、放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。

放射線障害専門病院等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互

いに緊密な連携をとって行うものとする。

都道府県は、現地对策本部より、ヨウ素剤の服用の防護活動を実施するよう指導・助言があった場合は、周辺住民の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

消防庁は、被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について、都道府県の災害対策本部又は現地对策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について輸送支援を行うものとする。

3 (略)

第7～8節 (略)

第3章 (略)

いに緊密な連携をとって行うものとする。

消防庁は、被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について、都道府県の災害対策本部又は現地对策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

自衛隊は、原子力災害対策本部長、都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について輸送支援を行うものとする。

3 (略)

第7～8節 (略)

第3章 (略)

#### 第4章 原子力艦の原子力災害

原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合は、以下の対応をとるものとする。

##### 第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

###### 1 災害情報の収集・連絡

###### (1) 災害情報等の連絡

外務省は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、官邸(内閣官房)、原子力安全委員会、関係指定行政機関、関係地方公共団体に連絡するものとする。

外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、周辺地域(海域)における立入り制限区域の設定等のための事故の規模等についての必要な情報提供を要請するものとする。

現地防衛施設局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。

関係指定行政機関は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定公共機関に連絡するものとする。

関係都道府県は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係市町村に連絡するものとする。

関係地方公共団体は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定地方公共機関に連絡するものとする。

### (2)放射能影響の早期把握のための活動

文部科学省は、海上保安庁、水産庁及び関係地方公共団体の協力を得て、原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準の調査を行うものとする。

文部科学省は、放射能調査によって通常の観測値を明らかに上回る値が観測された場合は、関係機関に連絡するとともにモニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。

放射線医学総合研究所及び指定公共機関〔日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構〕は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、文部科学省が行うモニタリングの強化のための取り組みを支援するものとする。

経済産業省は、原子力事業者に対し、放射線モニタリング資機材の貸与等の協力を行うよう要請するものとする。

防衛庁は、空からのモニタリング若しくは海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事等から要請があった場合は、モニタリングを支援するものとする。

海上保安庁は、海上におけるモニタリングに関し、都道府県知事等から要請があった場合は、モニタリングを支援するものとする。

関係地方公共団体は、文部科学省と協力して放射線モニタリングの実施に努めるものとする。

### (3)応急対策活動情報の連絡

関係市町村は、関係都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡するものとする。また、関係都道府県は、自ら行う応急対策の活動状況等を関係市町村に連絡するものとする。

関係地方公共団体は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。

関係指定公共機関は、関係指定行政機関を通じ、自ら行う応急対策活動の状況等を関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡するものとする。

関係指定行政機関は、自ら行う応急対策の活動状況等を、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に報告するとともに、必要に応じ、関係地方公共団体、関係指定公共機関等に連絡するものとする。

関係地方公共団体は、関係指定地方公共機関との間において、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ、官邸（内閣官房）、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

る。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 2 通信手段の確保

関係指定行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関は、緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、緊急時における国及び関係地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

### 1 関係指定行政機関等の活動体制

関係指定行政機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

関係指定行政機関は、機関相互間、関係指定公共機関、関係地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

関係指定行政機関等は、必要に応じ、職員を現地に派遣して、応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。

関係地方公共団体は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等の必要な体制をとるものとする。

関係地方公共団体は、関係指定行政機関、関係指定地方公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

関係地方公共団体は、必要に応じて、国に対し専門家の派遣を要請するとともに、他の地方公共団体等に装備、資機材、人員等の応援を求めものとする。また、要請を受けた地方公共団体等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

関係指定公共機関は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

関係指定公共機関は、関係指定行政機関、関係地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

## 2 政府の活動体制

### (1)関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催

内閣府は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子

力艦の原子力災害が発生した場合、連絡された情報の確認、共有化、  
応急対策の準備の調整等を行うため、必要に応じ、関係省庁原子力艦  
事故対策連絡会議を開催するものとする。

(2)官邸対策室又は官邸連絡室の設置

内閣官房は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原  
子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、官邸対策室又は官  
邸連絡室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するもの  
とする。

(3)関係閣僚会議の開催

被害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進す  
るため、内閣として総合調整を行う必要があると認めるときは、内閣  
総理大臣は官邸において関係閣僚会議を開催するものとする。

(4)外国政府との調整

外務省は、関係指定行政機関と協議の上、外国政府に対し、適切な措  
置を講ずるよう要請するものとする。

(5)非常災害対策本部の設置と活動体制

内閣総理大臣からの指示があった場合、国は直ちに非常災害対策本部  
を設置するものとする。

非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やか  
に別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の  
設置等を行うものとする。内閣府は、外務省、文部科学省、防衛施設  
庁の協力を得て、非常災害対策本部の事務局の任を担う。非常災害対  
策本部及びその事務局の設置場所は、内閣府内とする。

非常災害対策本部長は、防災担当大臣とし、副本部長は、内閣府副大  
臣、防衛庁副長官、外務副大臣、文部科学副大臣とする。非常災害対  
策本部員は、関係指定行政機関の局長級職員又は課長級職員で構成  
する。

(6)緊急災害対策本部の設置と活動体制

内閣総理大臣からの指示があった場合、国は直ちに緊急災害対策本部  
を設置するものとする。

緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やか  
に必要な閣議請議等の手続きを行うなど、別に定める申合せにより所  
要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。緊  
急災害対策本部及び事務局の設置場所は、官邸内とする。

(7)専門家の派遣

国は、応急対策の迅速かつ的確な準備等に資するため、又は関係地方

公共団体の要請に基づき、専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

#### (8)非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常災害対策本部等は、被災現地の状況を把握し、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、防衛施設庁の協力を得て、現地対策本部の設置を行う。

### 3 原子力安全委員会の活動

原子力安全委員会は、外務省より原子力艦の原子力災害の発生の通報を受けた場合、直ちに原子力安全委員会を開催するとともに、放射線計測、放射線防護等の専門家を招集するものとする。また、必要に応じて原子力安全委員会委員及び当該専門家を現地へ派遣するものとする。

現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家は、関係指定行政機関及び地方公共団体等の協力の下、発災現場の情報の収集・分析等を行うとともに、現地対策本部、地方公共団体等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。

原子力安全委員会は、現地に派遣された原子力安全委員会委員及び専門家からの調査報告又は意見を踏まえ、非常災害対策本部長等に対し応急対策に関する技術的助言を行うものとする。

### 4 自衛隊の災害派遣

関係都道府県知事等は、自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは、直ちに派遣を要請するものとする。

関係市町村長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、関係都道府県知事に対し派遣を求めるものとする。

自衛隊は、関係都道府県知事等から災害派遣要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。

要請を受けて行う派遣要請を補完する例外的な措置として、例えば、周辺地域における原子力艦の原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。

### 5 防災業務関係者の安全確保

防災業務関係者の被ばく防護については、原子力安全委員会が定める指針の防護指標に基づき行うものとする。

国、関係地方公共団体等は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安

全確保のための資機材の確保に努めるものとする。

国、関係地方公共団体等は、応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

#### 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

非常災害対策本部等は、原子力安全委員会が定める指針を踏まえ、関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の実施について、指導又は助言するものとする。

関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行うものとする。

関係地方公共団体は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するものとする。

関係地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### 2 避難場所

##### (1)避難場所の開設

関係地方公共団体は、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

##### (2)避難場所の運営管理

関係地方公共団体は、各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食糧、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

関係地方公共団体は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

関係地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

関係地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

#### 3 安定ヨウ素剤の予防服用

関係地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放

出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他の必要な措置を講じるものとする。

非常災害対策本部等は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。

NHK等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用すべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

#### 4 災害弱者への配慮

関係地方公共団体は、避難誘導、避難場所の生活に関しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人その他の災害弱者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害弱者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

#### 5 飲食物の摂取制限等

非常災害対策本部等は、必要に応じ、放射性物質による汚染状況の調査、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。

関係地方公共団体は、原子力安全委員会が定める指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

#### 第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

警察機関、海上保安庁等関係機関は、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安確保に努めるものとする。

関係市町村長等が避難のための勧告又は指示等を行った区域については、警察機関、消防機関、道路管理者、鉄道事業者及び海上保安部署は、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとるものとする。

#### 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

##### 1 交通の確保・緊急輸送活動

都道府県警察、海上保安庁は、交通の確保・緊急輸送活動については被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、必要な配慮をするよう努めるものとする。

都道府県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するもの

とする。

道路管理者は、その管理する道路について関係機関等からの情報に加え、被害状況の把握装置等を活用して、道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。

都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

海上保安庁は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止するものとする。

海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、海上保安庁は通航船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じるものとする。

交通規制に当たって、警察機関、道路管理者、海上保安庁及び各災害対策本部等は、相互の連絡を密にし、他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

## 2 輸送支援

非常災害対策本部等は、必要に応じ、関係機関（警察庁、防衛庁、消防庁、海上保安庁）に輸送支援の依頼を行うものとする。

防衛庁及び海上保安庁は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲で輸送支援に協力するものとする。

警察庁及び消防庁は、非常災害対策本部等の依頼に基づき、所掌業務に支障を及ぼさない範囲での輸送支援の応援のための措置をとるものとする。

## 第6節 救助・救急及び医療活動

### 1 救助・救急活動

#### (1) 国、地方公共団体による救助・救急活動

関係地方公共団体は、救助・救急活動に努めるほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の地方公共団体等に対して応援を要請するものとする。

関係地方公共団体は、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供するよう努める。

自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救急活動を行うものとする。

警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

海上保安庁は、海上において救助、救急活動を行うものとし、更に可

能な場合は、必要に応じ、関係地方公共団体の活動を支援するものとする。

非常災害対策本部等は、必要に応じ、又は関係地方公共団体若しくは関係指定行政機関等の要請に基づき、関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

#### (2)資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

国及び関係地方公共団体は、必要に応じ、他の地方公共団体又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

## 2 医療活動

### (1)緊急被ばく医療派遣チームの派遣

国〔文部科学省、厚生労働省〕は、必要に応じ、放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院等の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームを現地に派遣するものとする。

### (2)緊急被ばく医療の実施

関係都道府県は、医療関係者等よりなる医療班、救護班を編成し、緊急被ばく医療活動を行うものとする。

放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院の医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームは、関係都道府県の災害対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、初期及び二次被ばく医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

国立病院及び国立大学附属病院は、非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合、必要に応じ、医師、看護師、診療放射線技師及び薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、薬剤、医療機器等を提供するものとする。

放射線医学総合研究所、被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院（以下「放射線障害専門病院等」という。）は、初期及び二次被ばく医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

被ばく医療に対応可能な国立病院及び国立大学附属病院は、放射線障害専門病院等で受診した相当程度の被ばく患者に対する追跡調査等を放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力するものとする。

放射線障害専門病院等は、除染、障害治療、追跡調査等について、互いに緊密な連携をとって行うものとする。

消防庁は、被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について、関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行うものとする。

自衛隊は、関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき、又は必要に応じ、被ばく患者の放射線障害専門病院等への搬送について輸送支援を行うものとする。

#### 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

##### (1) 周辺住民等への情報伝達活動

非常災害対策本部等、関係指定行政機関、関係指定公共機関及び関係地方公共団体は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の災害弱者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

情報伝達に当たっては、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

報道機関は、災害の状況等について、迅速かつ正確な報道となるよう努めるものとする。

##### (2) 国民への的確な情報の伝達

政府としての報道機関への発表は、非常災害対策本部等で行うものとする。

情報伝達に当たっては、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

##### (3) 住民等からの問い合わせに対する対応

非常災害対策本部等は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

##### (4) 在京大使館等への情報提供体制の強化

外務省及び関係指定行政機関は、在京大使館等への情報提供を迅速に行うように努めるものとする。

#### 第8節 迅速な復旧活動

##### (1) 屋内退避、避難収容等の解除

非常災害対策本部等は、原子力艦による原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認める場合には、速やかに原子力安全委員会の意見を聴いた上で、屋内退避、避難等の防護活動の解除を関係地方公共団体に指導・助言するものとする。

282

なお、原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画において、その対応に留意するものとする。

原子力安全委員会は、非常災害対策本部長等に対して、屋内退避、避難等の防護活動の解除について、意見を述べるものとする。

関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、周辺住民等の屋内退避、避難の解除を行うものとする。

関係地方公共団体は、国の指導・助言に基づき、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を解除するものとする。

(2)損害賠償

国〔防衛施設庁〕は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。

その他の防災基本計画の修正に係る新旧対照表

第2編 震災対策編

頁	現行計画	修正案
	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (中略)</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (中略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (中略)</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (中略)</p>
26	<p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 地震情報等の連絡</p> <p>地震が発生した場合、まず気象庁が、地震情報及び津波予報等の連絡を官邸[内閣情報調査室]、関係省庁[内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。内閣府は気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報等について官邸[内閣情報調査室等]及び災害対策関係省庁に連絡を行う。</p> <p>都道府県は、気象庁から連絡を受けた地震情報を、市町村、関係機関等へ連絡する。</p>	<p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 地震情報等の連絡</p> <p>地震が発生した場合、まず気象庁が、地震情報及び津波予報等の連絡を官邸[内閣官房]、関係省庁[内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。内閣府は気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報等について官邸[内閣官房]及び災害対策関係省庁に連絡を行う。</p> <p>都道府県は、気象庁から連絡を受けた地震情報を、市町村、関係機関等へ連絡する。</p>
27	<p>(2) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p> <p>国等は、地理情報システム及び地震のモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。</p>	<p>(2) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p> <p>国等は、地理情報システム及び地震のモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。</p>
	<p>(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するもの</p>	<p>(3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するもの</p>

とする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣情報調査室等]及び関係機関に連絡する。

大規模地震が発生した場合には、関係省庁[内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣情報調査室]に連絡する。

大規模地震が発生した場合には、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。

#### (4) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを内閣府又は非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

28 指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

#### (5) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に~~応急対策の活動状況~~、対策本部設置状況等を連絡し、~~応援の必要性等を連絡する~~。また、都道府県は、自ら実施する~~応急対策の活動状況等を市町村に連絡する~~。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に~~応急対策の活動状況~~、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する~~応急対策の活動状況~~を非常本部等に連絡する

とする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣官房]及び関係機関に連絡する。

大規模地震が発生した場合には、関係省庁[内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣官房]に連絡する。

大規模地震が発生した場合には、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。

#### (4) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

#### (5) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に~~応急対策の活動状況~~、対策本部設置状況等を連絡し、~~応援の必要性等を連絡する~~。また、都道府県は、自ら実施する~~応急対策の活動状況等を市町村に連絡する~~。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に~~応急対策の活動状況~~、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する~~応急対策の活動状況~~を非常本部等に連絡する

	<p>とともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。 内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。 非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>29 第1節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、非常本部等の設置を行う。</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 指定行政機関、公共機関の活動体制</p> <p>指定行政機関及び公共機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 30 ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5~7 (略)</p> <p>以下、(略)</p>	<p>とともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。 内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。 非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>第1節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するとともに、非常本部等を設置する。</p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 <u>内閣官房</u>、指定行政機関、公共機関の活動体制 <u>内閣官房は、大規模地震が発生した場合、官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対応体制を確立するものとする。</u> 指定行政機関及び公共機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。 ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議の開催</u> <u>大規模地震が発生した場合には、迅速な対応体制を確立するため、必要に応じ、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。</u></p> <p>6~8 (略)</p> <p>以下、(略)</p>
--	--	---

第4編 火山災害対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (中略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (中略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (中略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (中略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p>
121	<p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>国,地方公共団体等は,災害発生直後において,概括的被害情報,ライフライン被害の範囲,医療機関へ来ている負傷者の状況等,被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</p> <p>国[国土交通省,警察庁,消防庁,防衛庁,海上保安庁等]及び地方公共団体は,大規模な火山災害が発生した場合には,必要に応じて航空機による目視,撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁,消防庁,防衛庁,国土交通省,海上保安庁]及び地方公共団体は,必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p>	<p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>国,地方公共団体等は,災害発生直後において,概括的被害情報,ライフライン被害の範囲,医療機関へ来ている負傷者の状況等,被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</p> <p>国[国土交通省,警察庁,消防庁,防衛庁,海上保安庁等]及び地方公共団体は,大規模な火山災害が発生した場合には,必要に応じて航空機による目視,撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁,消防庁,防衛庁,国土交通省,海上保安庁]及び地方公共団体は,必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p>
122	<p>また,被害規模を早期に把握するため,警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を,消防庁は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p> <p>国等は,地理情報システム等を利用し,被害規模を早期に評価するものとする。</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>市町村は,人的被害の状況,建築物の被害及び火災発生状況等の情報を収集するとともに,被害規模に関する概括的情報を含め,把握できた範囲から直ちに都道府県に連絡するものとする。ただし,通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は,消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は,市町村等から情報を収集するとともに,自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し,これらの情報を消防庁に報告するとともに,必要に応じ関係省庁に連絡する。また,都道府県警察は被害に関する情報を把握し,これを警察庁に連絡する。</p>	<p>また,被害規模を早期に把握するため,警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を,消防庁は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p> <p>国等は,地理情報システム等を利用し,被害規模を早期に評価するものとする。</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>市町村は,人的被害の状況,建築物の被害及び火災発生状況等の情報を収集するとともに,被害規模に関する概括的情報を含め,把握できた範囲から直ちに都道府県に連絡するものとする。ただし,通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は,消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は,市町村等から情報を収集するとともに,自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し,これらの情報を消防庁に報告するとともに,必要に応じ関係省庁に連絡する。また,都道府県警察は被害に関する情報を把握し,これを警察庁に連絡する。</p>

警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府(指定公共機関にあっては直接又は、関係指定行政機関を通じ)に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣情報調査室]及び関係機関に連絡する。

大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁[内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣情報調査室]に連絡する。

大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。

### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを内閣府又は非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

123 内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

### (4) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府(指定公共機関にあっては直接又は、関係指定行政機関を通じ)に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣官房]及び関係機関に連絡する。

大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁[内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣官房]に連絡する。

大規模な火山災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁幹部による緊急参集チームが情報の集約を行う。

### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

### (4) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

<p>関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立  124 第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、<u>災害対策関係省庁連絡会議の開催、非常本部等の設置を行う。</u></p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 指定行政機関、公共機関の活動体制</p> <p>指定行政機関及び公共機関は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。  指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。  ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5~6 (略)</p> <p>以下、(略)</p>	<p>関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立  第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、<u>災害対策関係省庁連絡会議、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するとともに、非常本部等を設置する。</u></p> <p>1~2 (略)</p> <p>3 <u>内閣官房</u>、指定行政機関、公共機関の活動体制  <u>内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。</u>  指定行政機関及び公共機関は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。  指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。  ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議の開催</u>  <u>社会的影響が大きい大規模な火山災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。</u></p> <p>6~7 (略)</p> <p>以下、(略)</p>
---	---

第5編 雪害対策編

頁	現行計画	修正案
	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (中略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (中略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 (中略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (中略)</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p>
165	<p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>国,地方公共団体等は,災害発生直後において,概括的被害情報,ライフライン被害の範囲等,被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</p> <p>国[国土交通省,農林水産省,警察庁,消防庁,防衛庁等]及び地方公共団体は,大規模な雪害が発生した場合には,天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視,撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁,消防庁,防衛庁,国土交通省,農林水産省等]及び地方公共団体は,雪崩災害が発生した場合,必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>また,被害規模を早期に把握するため,警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を,消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p>	<p>(1) 被害規模の早期把握のための活動</p> <p>国,地方公共団体等は,災害発生直後において,概括的被害情報,ライフライン被害の範囲等,被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。</p> <p>国[国土交通省,農林水産省,警察庁,消防庁,防衛庁等]及び地方公共団体は,大規模な雪害が発生した場合には,天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視,撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁,消防庁,防衛庁,国土交通省,農林水産省等]及び地方公共団体は,雪崩災害が発生した場合,必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>また,被害規模を早期に把握するため,警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を,消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。</p>
166	<p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡</p> <p>市町村は,人的被害の状況,建築物の被害等の情報を収集するとともに,被害規模に関する概括的情報を含め,把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし,通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は,消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は,市町村等から情報を収集するとともに,自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し,これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また,都道府県警察は被害に関する情報を把握し,これを警察庁に連絡する。</p> <p>警察庁,消防庁,防衛庁及び指定公共機関等は,被害規模に関する概括的な情報等を内閣府(指定公共機関)あつては直接又は関係指定</p>	<p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡</p> <p>市町村は,人的被害の状況,建築物の被害等の情報を収集するとともに,被害規模に関する概括的情報を含め,把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし,通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は,消防庁へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は,市町村等から情報を収集するとともに,自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し,これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また,都道府県警察は被害に関する情報を把握し,これを警察庁に連絡する。</p> <p>警察庁,消防庁,防衛庁及び指定公共機関等は,被害規模に関する概括的な情報等を内閣府(指定公共機関)あつては直接又は関係指定</p>

行政機関を通じ)に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣情報調査室等]及び関係機関に連絡する。

大規模な雪害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁[内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁等]及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣情報調査室]に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを内閣府又は非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に<sup>167</sup> 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に<sup>167</sup> 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣府又は非常本部等は、収集した<sup>167</sup> 応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常本部等は、収集した<sup>167</sup> 応急対策活動情報や非常本部等において調整された<sup>167</sup> 応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、<sup>167</sup> 応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 (略)

行政機関を通じ)に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣官房]及び関係機関に連絡する。

大規模な雪害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁[内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁等]及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣官房]に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸[内閣官房]及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸[内閣官房]、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸[内閣官房]、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に<sup>167</sup> 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する<sup>167</sup> 応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に<sup>167</sup> 応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する<sup>167</sup> 応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した<sup>167</sup> 応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常本部等は、収集した<sup>167</sup> 応急対策活動情報や非常本部等において調整された<sup>167</sup> 応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、<sup>167</sup> 応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 (略)

<p>第3節 活動体制の確立 第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、<u>災害対策関係省庁連絡会議の開催、非常本部等の設置を行う。</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定行政機関、公共機関の活動体制</p> <p>168 指定行政機関及び公共機関は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第3節 活動体制の確立 第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、<u>災害対策関係省庁連絡会議、関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議を開催するとともに、非常本部等を設置する。</u></p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>内閣官房</u>、指定行政機関、公共機関の活動体制 <u>内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な雪害が発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。</u> 指定行政機関及び公共機関は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議の開催</u> <u>社会的影響が大きい大規模な雪害が発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。</u></p>
<p>5 非常災害対策本部等の設置等 (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、<b>内閣府</b>は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として<b>中央合同庁舎5号館</b>内とする。 169 非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く）は、<b>内閣府</b>等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認め</p>	<p>6 非常災害対策本部等の設置等 (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、<b>内閣府</b>は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として<b>中央合同庁舎5号館</b>内とする。 非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く）は、<b>内閣府</b>等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認め</p>

るときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。  
非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、**内閣府**及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。

緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、**内閣府**は、速やかに必要な閣議請議等の手続きを行うなど、別に定める申合せにより所要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。

緊急災害対策本部の設置場所は、官邸内とする。

緊急災害対策本部の事務局の設置場所は、官邸及び**中央合同庁舎5号館**内とする。

緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

緊急災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、**内閣府**及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置

収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに内閣総理大臣は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。

緊急災害対策本部の設置場所は官邸内、その事務局の設置場所は官邸及び**中央合同庁舎5号館**内とする。

(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに

るときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。  
非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、**内閣府**及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。

緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、**内閣府**は、速やかに必要な閣議請議等の手続きを行うなど、別に定める申合せにより所要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。

緊急災害対策本部の設置場所は、官邸内とする。

緊急災害対策本部の事務局の設置場所は、官邸及び**中央合同庁舎5号館**内とする。

緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

緊急災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、**内閣府**及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置

収集された情報により、国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに内閣総理大臣は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。

(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに

170

に、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

現地対策本部の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は、必要な閣議請議の手続きを行う。

また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

現地対策本部長は原則として内閣府副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員及び地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

現地対策本部員等予定者は、緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき、自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。

6 （略）

以下、（略）

に、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

現地対策本部の設置に当たっては、別に定める申合せによるものとする。緊急災害現地対策本部の場合は、必要な閣議請議の手続きを行う。

また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

現地対策本部長は原則として内閣府副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員及び地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

現地対策本部員等予定者は、緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき、自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。

7 （略）

以下、（略）

第6編 海上災害対策編

頁	現行計画	修正案
194	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 海上事故情報等の連絡</p> <p>大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は速やかに海上保安庁に連絡するものとする。海上保安庁は、大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸[内閣情報調査室]、関係省庁[内閣府、警察庁、防衛庁、消防庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行く。</p> <p>都道府県は海上保安庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>関係事業者等は、被害状況を海上保安庁に連絡する。国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>警察庁、消防庁、防衛庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を海上保安庁(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、海上保安庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣情報調査室]及び関係機関に連絡する。</p> <p>社会的影響が大きい大規模な海上災害が発生した場合、関係省庁[海上保安庁、警察庁、消防庁、防衛庁等]等は被害の第1次情報を速やか</p>	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 海上事故情報等の連絡</p> <p>大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は速やかに海上保安庁に連絡するものとする。海上保安庁は、大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸[内閣官房]、関係省庁[内閣府、警察庁、防衛庁、消防庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行く。</p> <p>都道府県は海上保安庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>関係事業者等は、被害状況を海上保安庁に連絡する。国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>警察庁、消防庁、防衛庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を海上保安庁(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、海上保安庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣官房]及び関係機関に連絡する。</p> <p>社会的影響が大きい大規模な海上災害が発生した場合、関係省庁[海上保安庁、警察庁、消防庁、防衛庁等]等は被害の第1次情報を速やか</p>

に官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

関係事業者等は、被害状況を海上保安庁に連絡する。

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを海上保安庁又は警戒本部若しくは非常災害対策本部の設置後は、これを警戒本部又は非常災害対策本部(以下この編において「非常災害対策本部等」という。)に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて海上保安庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部等の設置後は、これを非常災害対策本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ海上保安庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部等の設置後は、これを非常災害対策本部等に連絡する。

海上保安庁又は非常災害対策本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

海上保安庁又は非常災害対策本部等は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部等は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

関係事業者等は、海上保安庁に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

海上保安庁又は非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策

に官邸〔内閣官房〕に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

関係事業者等は、被害状況を海上保安庁に連絡する。

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び海上保安庁に連絡し、警戒本部又は非常災害対策本部の設置後はこれを警戒本部又は非常災害対策本部(以下この編において「非常災害対策本部等」という。)に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、海上保安庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部等の設置後は、これを非常災害対策本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ官邸〔内閣官房〕、海上保安庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部等の設置後は、これを非常災害対策本部等に連絡する。

内閣官房、海上保安庁又は非常災害対策本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、海上保安庁又は非常災害対策本部等は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部等は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

関係事業者等は、海上保安庁に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕、海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、官邸〔内閣官房〕、海上保安庁又は非常災害対策本部等の設置後は非常災害対策本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣官房、海上保安庁又は非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部等は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策

195

<p>本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定行政機関の活動体制</p> <p>196 指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体、関係事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>3~5 (略)</p>	<p>本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>内閣官房</u>、指定行政機関の活動体制 <u>内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な海上災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。</u> 指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体、関係事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 <u>関係局長等会議及び関係閣僚会議の開催</u> <u>社会的影響が大きい大規模な海上災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、関係局長等会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。</u></p>
<p>6 非常災害対策本部の設置等</p> <p>197 (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、<b>内閣府</b>は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として<b>国土交通省</b>内とする。 非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、<b>国土交通省</b>等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地</p>	<p>7 非常災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制 収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。 非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、<b>内閣府</b>は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として<b>国土交通省</b>内とする。 非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、<b>国土交通省</b>等指定行政機関の局長級職員で構成する。 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地</p>

方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。  
非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。

- 198 (2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置  
非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。  
必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。  
現地対策本部長は原則として国土交通副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

7~8 （略）

以下、（略）

方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。  
非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。

- (2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置  
非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。  
必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。  
現地対策本部長は原則として国土交通副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

8~9 （略）

以下、（略）

第7編 航空災害対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
211	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 航空事故情報等の連絡</p> <p>航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡するものとする。</p> <p>国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸[内閣情報調査室]、関係省庁[内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁、気象庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行く。</p> <p>都道府県は国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 大規模な航空事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>航空運送事業者は、自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡するものとする。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、国土交通省、関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、国土交通省は被害規模を</p>	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 航空事故情報等の連絡</p> <p>航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡するものとする。</p> <p>国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸[内閣官房]、関係省庁[内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁、気象庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行く。</p> <p>都道府県は国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 大規模な航空事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>航空運送事業者は、自己の運航する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡するものとする。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、国土交通省、関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、国土交通省は被害規模を</p>

迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣情報調査室〕及び関係機関に連絡する。  
社会的影響が大きい大規模な航空災害が発生した場合、関係省庁〔国土交通省、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。

### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

航空運送事業者は、被害状況を国土交通省に連絡する。  
地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁、国土交通省、関係省庁に連絡する。消防庁はこれを国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

### (4) 応急対策活動情報の連絡

航空運送事業者は、国土交通省に応急対策の活動状況等を連絡する。  
市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本

迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。

社会的影響が大きい大規模な航空災害が発生した場合、関係省庁〔国土交通省、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。

### (3) 一般被害情報等の収集・連絡

航空運送事業者は、被害状況を国土交通省に連絡する。  
地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁、国土交通省、関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び国土交通省に連絡し、非常災害対策本部の設置後はこれを非常災害対策本部に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ官邸〔内閣官房〕、国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

### (4) 応急対策活動情報の連絡

航空運送事業者は、国土交通省に応急対策の活動状況等を連絡する。  
市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、官邸〔内閣官房〕、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本

<p>部において調整された応急対策活動情報を,必要に応じ指定行政機関,指定公共機関及び都道府県等に連絡する。 関係機関は,応急対策活動情報に関し,必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定行政機関の活動体制</p> <p>213 指定行政機関は,発災後速やかに,職員の非常参集,情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 指定行政機関は,機関相互間,公共機関,地方公共団体,航空運送事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6~7 (略)</p> <p>以下、(略)</p>	<p>部において調整された応急対策活動情報を,必要に応じ指定行政機関,指定公共機関及び都道府県等に連絡する。 関係機関は,応急対策活動情報に関し,必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>内閣官房,指定行政機関の活動体制</u> <u>内閣官房は,社会的影響が大きい大規模な航空災害が発生した場合,必要に応じ,官邸対策室を設置し,効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。</u> 指定行政機関は,発災後速やかに,職員の非常参集,情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。 指定行政機関は,機関相互間,公共機関,地方公共団体,航空運送事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 <u>関係局長等会議及び関係閣僚会議の開催</u> <u>社会的影響が大きい大規模な航空災害が発生した場合には,迅速な対処体制を確立するため,必要に応じ,関係局長等会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。</u></p> <p>7~8 (略)</p> <p>以下、(略)</p>
---	--

第8編 鉄道災害対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
225	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は速やかに国土交通省に連絡するものとする。</p> <p>国土交通省は、大規模な鉄軌道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸[内閣情報調査室]、関係省庁[内閣府、消防庁、警察庁、防衛庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。</p> <p>都道府県は運輸省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>鉄軌道事業者は、被害状況を国土交通省に連絡する。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣情報調査室]及び関係機関に連絡する。</p> <p>社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合、関係省庁[国土交通省、警察庁、消防庁、防衛庁等]等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣情報調査室]に連絡する。</p>	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 鉄道事故情報等の連絡</p> <p>大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は速やかに国土交通省に連絡するものとする。</p> <p>国土交通省は、大規模な鉄軌道事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸[内閣官房]、関係省庁[内閣府、消防庁、警察庁、防衛庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。</p> <p>都道府県は運輸省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>鉄軌道事業者は、被害状況を国土交通省に連絡する。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国[警察庁、消防庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣官房]及び関係機関に連絡する。</p> <p>社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合、関係省庁[国土交通省、警察庁、消防庁、防衛庁等]等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣官房]に連絡する。</p>

## (3) 一般被害情報等の収集・連絡

鉄軌道事業者は、被害状況を国土交通省に連絡する。  
地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

## (4) 応急対策活動情報の連絡

鉄軌道事業者は、運輸省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## (3) 一般被害情報等の収集・連絡

鉄軌道事業者は、被害状況を国土交通省に連絡する。  
地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び国土交通省に連絡し、非常災害対策本部の設置後はこれを非常災害対策本部に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

## (4) 応急対策活動情報の連絡

鉄軌道事業者は、運輸省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、官邸〔内閣官房〕、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

	<p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定行政機関の活動体制</p> <p>227 指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。指定行政機関は、機関相互間、地方公共団体及び鉄軌道事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 非常災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>228 収集された情報により大規模な被害が発生し、関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として国土交通省内とする。</p> <p>非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、国土交通省等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。</p> <p>非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。</p> <p>非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内閣官房、指定行政機関の活動体制</p> <p><u>内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合、必要に応じ、官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。</u></p> <p>指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。指定行政機関は、機関相互間、地方公共団体及び鉄軌道事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 関係局長等会議及び関係閣僚会議の開催</p> <p><u>社会的影響が大きい大規模な鉄道災害が発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、関係局長等会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。</u></p> <p>7 非常災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>収集された情報により大規模な被害が発生し、関係機関の協力による広域的な支援が必要と認められるときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として国土交通省内とする。</p> <p>非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、国土交通省等指定行政機関の局長級職員で構成する。</p> <p>非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。</p> <p>非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。</p>
--	--	--

(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置  
非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。  
必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。  
現地対策本部長は原則として国土交通副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

7 （略）

以下、（略）

(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置  
非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。  
必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。  
現地対策本部長は原則として国土交通副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

8 （略）

以下、（略）

第9編 道路災害対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
240	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の連絡</p> <p>道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省に連絡するものとする。 国土交通省は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸[内閣情報調査室]、関係省庁[内閣府、消防庁、警察庁、防衛庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。 都道府県は国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>道路管理者は、被害状況を国土交通省に連絡する。 国[警察庁、消防庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 国[警察庁、消防庁、防衛庁、国土交通省等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。 都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。 警察庁、消防庁、防衛庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣情報調査室]及び関係機関に連絡する。 社会的影響が大きい大規模な道路災害が発生した場合、関係省庁[国土交通省、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]等は被害の第1次情</p>	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 事故情報等の連絡</p> <p>道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省に連絡するものとする。 国土交通省は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸[内閣官房]、関係省庁[内閣府、消防庁、警察庁、防衛庁等]、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。 都道府県は国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>道路管理者は、被害状況を国土交通省に連絡する。 国[警察庁、消防庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 国[警察庁、消防庁、防衛庁、国土交通省等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。 都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。 警察庁、消防庁、防衛庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国土交通省(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、国土交通省は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸[内閣官房]及び関係機関に連絡する。 社会的影響が大きい大規模な道路災害が発生した場合、関係省庁[国土交通省、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等]等は被害の第1次情</p>

報を速やかに官邸[内閣情報調査室]に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害状況を国土交通省に連絡する。  
地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じ相互に緊密な情

報を速やかに官邸[内閣官房]に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害状況を国土交通省に連絡する。  
地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸[内閣官房]及び国土交通省に連絡し、非常災害対策本部の設置後はこれを非常災害対策本部に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸[内閣官房]、国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ官邸[内閣官房]、国土交通省、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、官邸[内閣官房]、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、官邸[内閣官房]、国土交通省又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣官房、国土交通省又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じ相互に緊密な情

	<p>報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定行政機関の活動体制</p>
242	<p>指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体、道路管理者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>3~5 (略)</p>
243	<p>6 非常災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、<b>内閣府</b>は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として<b>国土交通省</b>内とする。非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、<b>国土交通省</b>等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。</p>
	<p>報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2節 活動体制の確立</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>内閣官房</u>、指定行政機関の活動体制</p> <p><u>内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な道路災害が発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。</u></p> <p>指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体、道路管理者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>6 <u>関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議の開催</u></p> <p><u>社会的影響が大きい大規模な道路災害が発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。</u></p> <p>7 非常災害対策本部の設置等</p> <p>(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制</p> <p>収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、<b>内閣府</b>は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として<b>国土交通省</b>内とする。非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、<b>国土交通省</b>等指定行政機関の局長級職員で構成する。非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。</p>

(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置  
非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。  
必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。  
現地対策本部長は原則として国土交通副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

7 （略）

以下、（略）

(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置  
非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。  
必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。  
現地対策本部長は原則として国土交通副大臣とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

8 （略）

以下、（略）

第 1 1 編 危険物等災害対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
291	<p>(前略)</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 危険物等事故情報等の連絡</p> <p>危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は地方公共団体に連絡し、地方公共団体は危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕へ連絡するものとする。</p> <p>危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣情報調査室〕、関係省庁〔内閣府、消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁、環境省等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行く。</p> <p>危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕は、事故情報等の連絡の際には、当該危険物等の特性、取扱上の注意事項等応急対策の実施に当たり必要な情報等も連絡するものとする。</p> <p>都道府県は危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>事業者は、被害状況を地方公共団体に連絡し、連絡を受けた地方公共団体は、事業者から収集した情報を、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕に連絡する。</p> <p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>市町村は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p>	<p>(前略)</p> <p>第 1 章 (略)</p> <p>第 2 章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 危険物等事故情報等の連絡</p> <p>危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は地方公共団体に連絡し、地方公共団体は危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕へ連絡するものとする。</p> <p>危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、関係省庁〔内閣府、消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁、環境省等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行く。</p> <p>危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕は、事故情報等の連絡の際には、当該危険物等の特性、取扱上の注意事項等応急対策の実施に当たり必要な情報等も連絡するものとする。</p> <p>都道府県は危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p> <p>(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>事業者は、被害状況を地方公共団体に連絡し、連絡を受けた地方公共団体は、事業者から収集した情報を、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕に連絡する。</p> <p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>市町村は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p>

292

消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣情報調査室〕及び関係機関に連絡する。社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合には、関係省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省、警察庁、防衛庁、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は、被害状況を地方公共団体に連絡し、連絡を受けた地方公共団体は、事業者から収集した情報を、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕に連絡する。地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁は、これを他の危険物等の取扱規制担当省庁〔経済産業省、厚生労働省〕又は非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

293

事業者は、地方公共団体に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、連絡を受けた地方公共団体は、事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕に連絡する。

消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合には、関係省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省、警察庁、防衛庁、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。

(3) 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は、被害状況を地方公共団体に連絡し、連絡を受けた地方公共団体は、事業者から収集した情報を、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕に連絡する。地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁は、これを官邸〔内閣官房〕及び他の危険物等の取扱規制担当省庁〔経済産業省、厚生労働省〕に連絡し、非常災害対策本部の設置後はこれを非常災害対策本部に連絡する。指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。内閣官房、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。内閣官房、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

事業者は、地方公共団体に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、連絡を受けた地方公共団体は、事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、経済産業省、厚生労働省〕に連絡する。

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、危険物等の取扱規制担当省庁[消防庁、経済産業省、厚生労働省]又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、危険物等の取扱規制担当省庁[消防庁、経済産業省、厚生労働省]又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関及び事業者に連絡する。

危険物等の取扱規制担当省庁[消防庁、経済産業省、厚生労働省]又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 2 (略)

### 第2節 活動体制の確立

#### 1~2 (略)

### 3 指定行政機関の活動体制

294 指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。  
指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体及び事業者等との間において、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 4~6 (略)

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕、危険物等の取扱規制担当省庁[消防庁、経済産業省、厚生労働省]又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、官邸〔内閣官房〕、危険物等の取扱規制担当省庁[消防庁、経済産業省、厚生労働省]又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関及び事業者に連絡する。

内閣官房、危険物等の取扱規制担当省庁[消防庁、経済産業省、厚生労働省]又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 2 (略)

### 第2節 活動体制の確立

#### 1~2 (略)

### 3 内閣官房、指定行政機関の活動体制

内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効果的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。

指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。  
指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体及び事業者等との間において、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 4~6 (略)

### 7 関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議の開催

社会的影響が大きい大規模な危険物等災害が発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。

7 非常災害対策本部の設置等

(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

294 収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

295 非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、**経済産業省、厚生労働省**〕内とする。

非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、**経済産業省、厚生労働省**〕等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。

非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。

(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

現地対策本部長は原則として危険物等の取扱規制担当省庁の副大臣〔**総務副大臣、経済産業副大臣、厚生労働副大臣**〕とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

8～9 （略）

以下、（略）

8 非常災害対策本部の設置等

(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、**経済産業省、厚生労働省**〕内とする。

非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁、**経済産業省、厚生労働省**〕等指定行政機関の局長級職員で構成する。

非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。

(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施、事故原因の究明等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

現地対策本部長は原則として危険物等の取扱規制担当省庁の副大臣〔**総務副大臣、経済産業副大臣、厚生労働副大臣**〕とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

9～10 （略）

以下、（略）

第12編 大規模な火災災害対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
311	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>警察庁、防衛庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を消防庁(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、消防庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣情報調査室〕及び関係機関に連絡する。</p> <p>社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合には、関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。</p>	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</p> <p>1 災害情報の収集・連絡</p> <p>(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡</p> <p>市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。</p> <p>都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。</p> <p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。</p> <p>警察庁、防衛庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を消防庁(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、消防庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。</p> <p>社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合には、関係省庁〔消防庁、警察庁、防衛庁、海上保安庁等〕等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。</p>
312	<p>(2) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。非常災害対策本部の設置後は、消防庁は、これを非常災害対策本部に連絡する。</p> <p>指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて消防庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。</p> <p>指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて消防庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。</p> <p>消防庁又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内</p>	<p>(2) 一般被害情報等の収集・連絡</p> <p>地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。非常災害対策本部の設置後は、消防庁は、これを非常災害対策本部に連絡する。</p> <p>指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、消防庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。</p> <p>指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、消防庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。</p> <p>内閣官房、消防庁又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必</p>

閣総理大臣に報告する。  
消防庁又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。  
非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。  
都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。  
消防庁又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。  
非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。  
関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 (略)

第2節 活動体制の確立

1 (略)

2 指定行政機関の活動体制

313 指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。  
指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

3~5 (略)

要に応じ内閣総理大臣に報告する。  
内閣官房、消防庁又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。  
非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。  
都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕、消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、官邸〔内閣官房〕、消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。  
内閣官房、消防庁又は非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。  
非常災害対策本部は、収集した応急対策活動情報や非常災害対策本部において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。  
関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 (略)

第2節 活動体制の確立

1 (略)

2 内閣官房、指定行政機関の活動体制

内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。  
指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。  
指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

3~5 (略)

6 関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議の開催

社会的影響が大きい大規模な火事災害が発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、関係省庁局長等会議及び関

314

6 非常災害対策本部の設置等

(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、**内閣府**は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として消防庁内とする。

非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、消防庁等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。

非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。

(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

現地対策本部長は原則として**総務副大臣**とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

7 （略）

以下、（略）

係閣僚会議を開催するものとする。

7 非常災害対策本部の設置等

(1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、**内閣府**は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として消防庁内とする。

非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、消防庁等指定行政機関の局長級職員で構成する。

非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。

(2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

現地対策本部長は原則として**総務副大臣**とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

8 （略）

以下、（略）

第13編 林野火災対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
330	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。 都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。 国[消防庁、警察庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 国[消防庁、警察庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 警察庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を消防庁(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、消防庁は被害規模を迅速に把握するとともに、大規模な被害の発生のおそれがあると判断した場合は、これらを速やかに官邸[内閣情報調査室]及び関係機関に連絡する。 社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合には、関係省庁[消防庁、警察庁、防衛庁等]等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣情報調査室]に連絡する。</p> <p>(2) 一般被害情報等の収集・連絡 地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。非常災害対策本部の設置後は、消防庁は、これを非常災害対策本部に連絡する。 指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて消防庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。</p>	<p>(前略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡 市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。 都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。 国[消防庁、警察庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 国[消防庁、警察庁、防衛庁等]及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。 警察庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を消防庁(指定公共機関にあっては直接又は関係指定行政機関を通じ)に連絡し、消防庁は被害規模を迅速に把握するとともに、大規模な被害の発生のおそれがあると判断した場合は、これらを速やかに官邸[内閣官房]及び関係機関に連絡する。 社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合には、関係省庁[消防庁、警察庁、防衛庁等]等は被害の第1次情報を速やかに官邸[内閣官房]に連絡する。</p> <p>(2) 一般被害情報等の収集・連絡 地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。非常災害対策本部の設置後は、消防庁は、これを非常災害対策本部に連絡する。 指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、消防庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。</p>

331

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて消防庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

消防庁又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

消防庁又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に~~応急対策の活動状況~~、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する~~応急対策の活動状況等~~を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、~~応急対策の活動状況~~、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する~~応急対策の活動状況~~を、消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

消防庁又は非常災害対策本部は、収集した~~応急対策活動情報~~を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した~~応急対策活動情報~~や非常災害対策本部において調整された~~応急対策活動情報~~を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、~~応急対策活動情報~~に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 (略)

第2節 活動体制の確立

1 (略)

2 指定行政機関の活動体制

332

指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて官邸〔内閣官房〕、消防庁、関係省庁に連絡する。また、非常災害対策本部の設置後は、これを非常災害対策本部に連絡する。

内閣官房、消防庁又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、消防庁又は非常災害対策本部は、収集した被害情報を共有するために、関係指定行政機関、関係指定公共機関に連絡する。

非常災害対策本部は、収集した被害情報を関係都道府県に連絡する。

(3) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に~~応急対策の活動状況~~、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する~~応急対策の活動状況等~~を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、官邸〔内閣官房〕、消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に、~~応急対策の活動状況~~、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する~~応急対策の活動状況~~を、官邸〔内閣官房〕、消防庁又は非常災害対策本部の設置後は非常災害対策本部に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。

内閣官房、消防庁又は非常災害対策本部は、収集した~~応急対策活動情報~~を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

非常災害対策本部は、収集した~~応急対策活動情報~~や非常災害対策本部において調整された~~応急対策活動情報~~を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。

関係機関は、~~応急対策活動情報~~に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 (略)

第2節 活動体制の確立

1 (略)

2 内閣官房、指定行政機関の活動体制

内閣官房は、社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。

指定行政機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

指定行政機関は、機関相互間、公共機関、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

3～6 (略)

## 7 非常災害対策本部の設置等

### (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、**内閣府**は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として消防庁内とする。

333 非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、消防庁等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。

非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。

### (2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

現地対策本部長は原則として自治政務次官とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

8 (略)

以下、(略)

3～6 (略)

## 7 関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議の開催

社会的影響が大きい大規模な林野火災が発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、関係省庁局長等会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。

## 8 非常災害対策本部の設置等

### (1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、**内閣府**は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として消防庁内とする。

非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く。）は、消防庁等指定行政機関の局長級職員で構成する。

非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化するものとする。

### (2) 非常災害対策本部の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常災害対策本部は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施等に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

現地対策本部長は原則として自治政務次官とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

9 (略)

以下、(略)

第14編 その他の災害に共通する対策編

頁	現 行 計 画	修 正 案
	<p>(前略)            第1章 (略)            第2章 災害応急対策            (中略)            第1節 (略)            第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保            (中略)            1 災害情報の収集・連絡</p>	<p>(前略)            第1章 (略)            第2章 災害応急対策            (中略)            第1節 (略)            第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保            (中略)            1 災害情報の収集・連絡</p>
356	<p>(1) 被害規模の早期把握のための活動            国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。            国〔警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p>	<p>(1) 被害規模の早期把握のための活動            国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。            国〔警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p>
357	<p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。            被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。            国は、地理情報システム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。</p>	<p>国〔警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。            被害規模を早期に把握するため、警察庁は現場と警察本部が行う交信情報を、消防庁及び地方公共団体は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。            国は、地理情報システム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。</p>
	<p>(2) 事故情報等の連絡            大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁（以下「安全規制等担当省庁」という。）に連絡するものとする。            安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣情報調査室〕、関係省庁〔内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。            都道府県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p>	<p>(2) 事故情報等の連絡            大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁（以下「安全規制等担当省庁」という。）に連絡するものとする。            安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕、関係省庁〔内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁等〕、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。            都道府県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。</p>
	<p>(3) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡            市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。</p>	<p>(3) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡            市町村は、人的被害の状況、建築物の被害状況の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により都道府県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。</p>

る。  
都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

大規模な事故が発生した場合、事業者は、被害状況を、安全規制等担当省庁に連絡する。

警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（事故災害においては安全規制等担当省庁。以下本節中同じ。（指定公共機関にあつては、直接又は関係指定行政機関を通じ））に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣情報調査室等〕及び関係機関に連絡する。

大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣情報調査室〕に連絡する。

大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁幹部による情報の集約を行う。

#### (4) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを内閣府又は非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

事故災害においては、事業者は、被害状況を、安全規制等担当省庁に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

#### (5) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政

る。  
都道府県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、都道府県警察は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

大規模な事故が発生した場合、事業者は、被害状況を、安全規制等担当省庁に連絡する。

警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を内閣府（事故災害においては安全規制等担当省庁。以下本節中同じ。（指定公共機関にあつては、直接又は関係指定行政機関を通じ））に連絡し、内閣府は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに官邸〔内閣官房〕及び関係機関に連絡する。

大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、関係省庁〔内閣府、警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに官邸〔内閣官房〕に連絡する。

大規模な災害が発生した場合には、必要に応じ、官邸において、関係省庁幹部による情報の集約を行う。

#### (4) 一般被害情報等の収集・連絡

地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。消防庁はこれを官邸〔内閣官房〕及び内閣府に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

事故災害においては、事業者は、被害状況を、安全規制等担当省庁に連絡する。

指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じ官邸〔内閣官房〕、内閣府、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ内閣総理大臣に報告する。

内閣官房、内閣府又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

非常本部等は、収集した被害情報を都道府県に連絡する。

#### (5) 応急対策活動情報の連絡

市町村は、都道府県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、都道府県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

都道府県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政

359	<p>機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。  事故災害においては、事業者は、安全規制等担当省庁に<del>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。</del>  <b>内閣府</b>又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。  非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。  関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立  第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、非常本部等の設置を行う。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定行政機関、公共機関の活動体制</p> <p>指定行政機関及び公共機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。</p> <p>指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。  ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>6～7</u> (略)  以下、(略)</p>	<p>機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ都道府県、公共機関に連絡する。  事故災害においては、事業者は、安全規制等担当省庁に<del>応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。</del>  <u>内閣官房</u>、<b>内閣府</b>又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ内閣総理大臣に報告する。  非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び都道府県等に連絡する。  関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立  第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、<u>災害対策関係省庁連絡会議、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するとともに、非常本部等を設置する。</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>内閣官房</u>、指定行政機関、公共機関の活動体制  <u>内閣官房は、大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、必要に応じ、官邸連絡室又は官邸対策室を設置し、効率的かつ効果的な初動対処体制を確立するものとする。</u>  指定行政機関及び公共機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。</p> <p>指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。  ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>6 緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議の開催</u>  <u>大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合には、迅速な対処体制を確立するため、必要に応じ、緊急参集チーム会議及び関係閣僚会議を開催するものとする。</u></p> <p><u>7～8</u> (略)  以下、(略)</p>
360		